

長泉町都市公園条例をここに公布する。

令和 6 年 1 2 月 1 6 日

駿 東 郡 長 泉 町 長 池 田 修

長泉町条例第 2 9 号

長泉町都市公園条例

長泉町都市公園条例（昭和50年長泉町条例第27号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、長泉町（以下「町」という。）が設置する都市公園（以下「公園」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（公園の配置及び規模に関する技術的基準）

第 2 条 法第 3 条第 1 項の条例で定める基準は、次条及び第 4 条に定めるところによる。

（住民 1 人当たりの公園の敷地面積の基準）

第 3 条 町の区域内の公園の住民 1 人当たりの敷地面積の基準は10平方メートル以上とし、市街地の公園の当該市街地の住民 1 人当たりの敷地面積の基準は 5 平方メートル以上とする。

（町が設置する公園の配置及び規模の基準）

第 4 条 町が次に掲げる公園を設置する場合は、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを基準として定めること。
- (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを基準として定めること。
- (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを基準として定めること。
- (4) 主として町の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用

に供することを目的とする公園及び主として運動の用に供することを目的とする公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

- 2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする公園等前項各号に掲げる公園以外の公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

（公園施設の設置基準）

第5条 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。

- 2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、公園の敷地面積の100分の10を限度として、前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 3 令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、公園の敷地面積の100分の20を限度として、第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 4 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、公園の敷地面積の100分の10を限度として、前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 5 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、公園の敷地面積の100分の2を限度として、前各項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

（移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準）

第6条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第1項に規定する移動等円滑化のために必要な特定公園施設（同法第2条第15号に規定する特定公園施設をいう。）の新設、増設又は改築に関する基準は、規則で定める。この場合において、当該基準は、高齢者、障害者等の特定公園施設の利用上の利便性及び安全性の向上を図るものとしなければならない。

(行為の制限)

第7条 公園内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより申請書を町長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を町長に提出し、その許可を受けなければならない。

4 町長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項又は前項の許可をすることができる。

5 町長は、第1項又は第3項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の特例)

第8条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第9条 公園内では、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第4号、第6号及び第7号の行為についてあらかじめ町長の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 公園の施設又は公園内の土地を損壊すること。
- (2) 鳥獣、魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (3) 植物を採取し、又は損傷すること。
- (4) 土地の形状を変更すること。
- (5) ごみ、その他の汚物を捨てること。
- (6) 広告物を掲げ、又は宣伝すること。
- (7) 指定した以外の場所へ車両等を乗り入れ、又は止めて置くこと。
- (8) 立入禁止区域に立ち入ること。

(9) その他公園の管理に支障ある行為をすること。

(公園施設の許可申請書の記載事項)

第10条 法第5条第1項の規定による公園施設の設置又は管理の許可若しくは許可を受けた事項の変更の申請書の記載事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公園施設を設けようとするとき。

- ア 施設の名称
- イ 設置の目的
- ウ 設置の期間
- エ 設置の場所
- オ 公園施設の構造
- カ 公園施設の管理方法
- キ 工事実施の方法
- ク 工事着手及び完了の時期
- ケ 公園の復旧方法
- コ その他町長が指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするとき。

- ア 施設の名称
- イ 管理の目的
- ウ 管理の期間
- エ 管理する公園施設の場所
- オ 管理の方法
- カ その他町長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするとき。

- ア 変更する事項
- イ 変更する理由
- ウ その他町長が指示する事項

(公園施設の許可申請等の添付書類)

第11条 公園施設の設置許可を受けようとする者又は許可を受けた事項の一部を変更しようとするものは、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

2 町長は、必要があると認めたときは、前項に掲げる書類以外の書類の提出を求めることができる。

(保証金等)

第12条 町長は、公園施設の設置又は管理の許可に際し、必要があると認めたときは、保証金を徴し、又は保証人を立てさせることができる。

2 前項の保証金の額は、町長が定める。

(保証金の還付)

第13条 前条の保証金は、公園施設の設置又は管理の許可を受けた者がその設置又は管理を廃止し、又はその許可を取り消され、若しくは許可の期間が満了したときに還付する。

2 前項の場合において、町が損害を受けたときは、前条の保証金をもってこれに充てる。

(公園施設の設置又は管理の休止及び廃止)

第14条 公園施設の設置又は管理の許可を受けた者が、その施設の設置又は管理を休止しようとするときは、あらかじめ休止する期間及び理由その他必要な事項を町長に届け出なければならない。

2 公園施設の設置又は管理の許可を受けている者が、その施設の設置又は管理を廃止しようとするときは、その30日前に理由を付して町長に届け出なければならない。

(監督処分)

第15条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定による処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) その他公益上やむを得ない必要が生じた場合

(公園占用の許可申請の記載事項)

第16条 法第6条第2項の規定による公園の占用許可の申請書の記載事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の管理の方法
- (2) 工事实施の方法
- (3) 工事の着手及び完了の時期
- (4) 公園の復旧方法
- (5) その他町長の指示する事項

(公園占用の許可申請等の添付書類)

第17条 公園の占用許可を受けようとする場合又は許可を受けた事項の一部を変更しようとする場合においては、第11条の規定を準用する。

(占用物件の軽易な変更事項)

第18条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の内部の塗装又は占用物件の外部の色彩を変えない塗装
- (2) 占用物件の構造を変えない修繕
- (3) 占用物件の主要構造部に影響を与えない内部模様替

(有料公園施設)

第19条 有料公園施設(町が管理する公園施設で有料で使用させるものをいう。以下同じ。)は、次のとおりとする。

公園名	有料公園施設名
鮎壺公園	キッチンカーエリア 入口広場 芝生広場(西側) 鮎壺テラス(にぎわいスペース)
御嶽堂公園	テニスコート

2 有料公園施設(御嶽堂公園テニスコートを除く。以下同じ。)の供用日及び供用時間は、規則で定める。

3 御嶽堂公園テニスコートの管理等については、長泉町体育施設等の設置及び管理に関する条例(平成20年長泉町条例第3号)に定めるところによる。

(有料公園施設の使用の許可)

第20条 有料公園施設を使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより申請書を町長に提出しなければならない。

3 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を町長に提出し、その許可を受けなければならない。

4 町長は、第1項又は第3項の許可に、有料公園施設の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第21条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、有料公園施設の使用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 有料公園施設を損傷又は汚損するおそれがあると認めるとき。

(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(4) 管理及び運営上支障があると認めるとき。

(5) その他その使用が不適當と認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第22条 町長は、第20条第1項又は第3項の規定により、使用の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可に係る使用の許可を取り消すことができる。

(1) 前条各号に掲げる理由が生じたとき。

(2) 第20条第4項の規定により付された条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。

(4) 災害その他の事故により有料公園施設の使用ができないとき。

(5) 前各号のほか、特に町長が必要と認めるとき。

2 前項の場合において、使用の許可を受けた者に損害を生ずることがあっても、町はその賠償の責めを負わない。

(使用料の納付)

第23条 有料公園施設を使用しようとする者は、別表第1に定める額の使用料を、法第5

条第1項、法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、別表第2に定める額の使用料を前納しなければならない。ただし、町長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

2 別表第2に定める使用料のうち、使用料の額が月を単位として定められている場合において、公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用（以下「設置等」という。）の日数に端数が生じたときの使用料の額は、その月の日数に応じて日割計算により算出する。

（使用料の減免）

第24条 町長は、特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。

（使用料の不還付）

第25条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用ができなくなったとき。
- (2) 規則で定める期限までに使用の中止又は使用内容の変更の申出があり、町長がこれを許可したとき。

（権利譲渡の禁止等）

第26条 法又はこの条例に基づく許可を受けた者（以下「使用者等」という。）は、その権利を譲渡し、又は使用若しくは占用している土地及び物件を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。

（権利の承継）

第27条 相続又は法人の合併により使用者等からその権利を承継する者は、これを証明する書類を添えて町長に申請し、その許可を受けなければならない。

（届出）

第28条 使用者等は、設置等に関する工事に着手し、若しくは完了し、設置等を廃止し、又は公園を原状に回復したときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

（公園の区域の変更又は廃止）

第29条 町長は、公園の区域を変更し、又は公園を廃止するときは、当該公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を公告しなければならない。

（委任）

第30条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第7条第1項、第2項又は第3項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第9条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (3) 第15条の規定による町長の命令に違反した者

2 詐欺その他不正の手段により、使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた額の5倍に相当する額（当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者がその法人又は人の業務に関し、前2項の違反行為をしたときは行為者を罰するほか、その法人又は人は過料を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年3月9日から施行する。

(準備行為)

2 第20条の規定による有料公園施設の使用の許可に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 改正前の長泉町都市公園条例の規定により、すでになされている使用許可は、改正後の長泉町都市公園条例の規定による使用許可とみなす。

別表第1（第23条関係）

公園名	有料公園施設名	区分及び単位	行為の種類	使用料	附帯設備の使用料
鮎壺公園	キッチンカーエリア	1区画／日	第7条第1項第1号から第3号まで	1,350円 ※4時間以内の場合は900円	1電源 300円／日
			第7条第1項第4号	450円 ※4時間以内の場合は300円	
	入口広場	1区画／日	第7条第1項第1号	12,000円	

			から第3号まで	
			第7条第1項第4号	4,000円
	芝生広場（西側）	1区画／日	第7条第1項第1号から第3号まで	30,000円
			第7条第1項第4号	10,000円
	鮎壺テラス（にぎわいスペース）	午前9時から午後0時30分まで	第7条第1項第1号から第3号まで	1,500円
			第7条第1項第4号	500円
		午後1時30分から午後5時まで	第7条第1項第1号から第3号まで	1,500円
			第7条第1項第4号	500円
		午前9時から午後5時まで	第7条第1項第1号から第3号まで	3,000円
			第7条第1項第4号	1,000円

別表第2（第23条関係）

区分			単位	使用料
公園施設を設置する場合			1 平方メートル ／月	町長が定 める額
公園施設を管理する場合			1 月	町長が定 める額
公園を占 用する場 合	電柱(支線、支柱及び支柱線を含む。)、標識 その他これらに類するもの		1 本／年	1, 500円
	変圧塔その他これに類するもの		1 基／年	1, 000円
	水道管、下水 道管、ガス管 その他これら に類するもの	外径 0.3メートル未満	1 メートル／年	130円
		外径 0.3メートル以上	1 メートル／年	330円
	通路、鉄道、軌道その他これらに類する施設 で地下に設けるもの		1 平方メートル ／月	120円
	郵便差出箱又は公衆電話所		1 箇所／年	1, 000円
	競技会、集会、展示会、博覧会その他これら に類する催しのための仮設工作物		1 平方メートル ／月	20円
	その他占用物件		1 平方メートル ／月	町長が定 める額